

第1次千葉市障害者計画の進捗状況

事業名	No	事業内容	目標		各年度の実施状況					達成状況	備考	
			17年度末	22年度末	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	22年度(予定)			
1 地域生活支援												
(1)相談・情報支援の充実												
発達障害者支援センターの設置	1	自閉症等の発達障害者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うため、支援の中核となる発達障害者支援センターを設置します。	—	1か所	—	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	達成	
地域生活支援センターの整備(再掲)	再掲 (No.25)	精神障害者からの相談に応じ、必要な指導、助言などを行う地域生活支援センターの整備を促進します。	1か所	4か所								
障害者生活・相談支援の充実	以下のとおり	障害者施設で地域における知的障害児(者)、身体障害児の生活支援及び療育相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供、援助、調整を行います。また、在宅の身体障害者の地域生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供を行います。	3か所	5か所	障害者自立支援法の施行により、地域生活支援事業の相談支援事業となり、以下の事業名及び事業内容に変更した。							
相談支援事業 *事業変更	2	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
保健福祉センターの整備	3	市民一人ひとりの保健福祉ニーズに合わせた相談からサービス提供まで、総合的かつ効率的に行う保健福祉の拠点施設として、保健福祉センターの各区への整備を推進します。	1か所	全区完成	完成(緑区、美浜区) 建設工事(中央区) 基本設計(花見川区、稲毛区)	完成(中央区) 実施設計(花見川区、稲毛区)	建設工事(花見川区、稲毛区)	完成(花見川区、稲毛区)	—	—	達成	
知的障害者生活支援事業	4	知的障害者援護施設に生活支援センターを設置し、センターに配置された生活支援ワーカーが地域で自活している知的障害者の家庭や職場を訪問することなどにより、本人の生活上の相談等に応ずるとともに地域生活に必要な支援を行います。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
精神保健福祉相談事業	5	市民の心の健康の保持増進や精神障害者の早期治療及び社会復帰を促進するため、こころの健康センターでの相談や保健所、保健福祉センターで相談や訪問指導を行います。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
養護教育センター教育相談事業	6	自閉症等の発達障害を含めた障害のある児童生徒等に対して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
保健福祉センター総合相談窓口の整備拡充	7	障害者など保健福祉サービス利用者の視点から、保健福祉センターの「保健福祉総合相談窓口機能」の整備・拡充を図ります。また、インターネット等を利用して市民へのサービスを提供する情報システムを構築します。	—	実施	—	—	他施策にて実施	他施策にて実施	他施策にて実施	他施策にて実施	達成	市役所コールセンターの設置に伴いFAQが公開されるとともに、申請・届出等手続のオンライン化が進捗しており、これらの取組みにより事業目的を達成
市役所コールセンターの設置	8	市民からの行政サービスやイベントなどに関する電話等の問い合わせに、一元的に対応する市役所コールセンターを設置します。	—	実施	—	—	設置 (コールセンター及びFAQ運用)	実施 (コールセンター及びFAQ運用)	実施 (コールセンター及びFAQ運用)	実施 (コールセンター及びFAQ運用)	達成	
申請・届出等手続のオンライン化の実現	9	インターネットを介して自宅や勤務先から市への申請・届出等が行えるよう、県内市町村と共同運営による電子申請サービスを開始します。	—	実施	—	—	運用開始	実施	実施	実施	達成	
KIOSK端末による電子申請	10	住民票の写しや各種証明書等を自動交付できる汎用的な自動交付機(KIOSK端末)を、土日・休日も開館する公民館、図書館などの公共施設、さらにデパートや駅などの利便性の高い場所に設置します。	—	開始	—	—	新たな端末機器の機能や設置場所・数量の再検討	同左	同左	同左	未達成	国の動向として、コンビニエンスストアでの証明書交付が推進されており、事業そのものの見直しが必要
(2)在宅サービスの充実												
ホームヘルプサービス事業	11	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、食事、排泄等の身体介護や調理、清掃等の家事援助、外出の際の介助などを行い、障害者(児)や難病患者の居宅での生活を支援します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	福祉サービスが新体系に移行し、介護給付サービスとして実施
デイサービス事業	12	障害者施設等で、入浴、食事、レクリエーション等のサービスを提供し、身体障害者や知的障害者の地域での活動を支援します。また、障害児施設等で、食事、排泄等の指導や遊びを通じた集団生活への適応訓練等を行い、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	福祉サービスが新体系に移行し、介護給付サービスとして実施
ショートステイ事業	13	介護者の病気等で、一時的に家庭で介護が受けられない場合に、障害者施設等で短期間預かり、障害者(児)や難病患者とその家族が安心して暮らせるよう支援します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	福祉サービスが新体系に移行し、介護給付サービスとして実施
身体障害者補助犬給付事業	14	視覚・肢体不自由・聴覚障害者の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付します。	—	—	県事業に移行					※	※平成18年度に県事業に移行	
重症心身障害児者通園事業	15	重症心身障害児施設「桜木園」の改築整備にあわせ、在宅の重症心身障害児(者)に対して、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等の必要な療育を支援する通園事業を行います。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	

事業名	No	事業内容	目標		各年度の実施状況					達成状況	備考
			17年度末	22年度末	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	22年度(予定)		
(3)社会復帰施設											
精神障害者の社会復帰への支援	16	精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており地域生活移行への条件が整えば退院可能であるものに対し、地域生活支援センターを中心に病院や社会復帰施設などと連携し、相談や自立支援計画を作成し、退院のための訓練を行い社会復帰を支援します。	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	障害者自立支援法の施行に伴い、地域活動支援センター I 型において実施
精神障害者グループホーム・生活ホームの整備(再掲)	再掲 (No.23)	精神障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。	4か所	28 か所	障害者自立支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の3障害共通の事業体系に統合されたため、「障害者グループホーム等の整備」に統合した。						
精神障害者社会復帰施設の整備(再掲)	再掲 (No.25)	精神障害者に対して、社会復帰に向けた訓練や各種相談業務を行う社会福祉施設の整備を促進します。			障害者自立支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の3障害共通の事業体系に統合されたため、「障害者施設の整備」に統合した。						
		生活訓練施設	1か所	3か所							
		福祉ホーム	—	1か所							
		通所授産施設	—	1か所							
		支援センター	1か所	4か所							
デイケアクラブ事業	17	精神障害者の社会復帰に関する相談指導の一環として、保健所、保健センター等で料理、手芸、スポーツなどを通じて、仲間づくりや社会参加の場としてのデイケアクラブを開催します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	各保健福祉センターにて実施
(4)コミュニケーション支援											
手話通訳者配置事業	18	手話通訳者を福祉事務所等に配置し、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図ります。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	各保健福祉センター、障害者自立支援課に配置
情報支援等事業	19	点字による即時情報ネットワーク事業や手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者等の派遣や養成を行います。また、点字・声の市政だよりの発行も行います。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	団体等に委託して実施
情報バリアフリー化支援事業	20	重度身体障害者がパソコンを使用するにあたり、必要とされる周辺機器及びソフト等の購入費の一部を助成します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	日常生活用具費の支給として実施
(5)福祉用具利用支援											
補装具給付事業	21	身体障害者(児)の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具(補装具)の交付や修理を行います。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	障害者自立支援法の施行に伴い、補装具費の支給として実施
日常生活用具給付等事業	22	在宅の重度障害者(児)、小児慢性特定疾患児、難病患者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	障害者自立支援法の施行に伴い、日常生活用具費の支給として実施
(6)地域生活の場・地域活動の場の整備											
知的障害者グループホーム・生活ホームの整備	以下のとおり	知的障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。	32 か所	52 か所	障害者自立支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の3障害共通の事業体系に統合されたため、「障害者グループホーム等の整備」に統合した。						
精神障害者グループホーム・生活ホームの整備		精神障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。	4 か所	28 か所	障害者自立支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の3障害共通の事業体系に統合されたため、「障害者グループホーム等の整備」に統合した。						
障害者グループホーム等の整備	*事業統合	知的障害や精神障害のある方が、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホーム等の整備を促進します。	36か所	80か所	5か所	7か所	3か所	4か所	7か所	概ね達成	障害者自立支援法の施行に伴い、障害共通の事業体系に統合されたため、事業を統合し、「障害者グループホーム等の整備」とした。
		知的障害者グループホーム・生活ホーム 精神障害者グループホーム・生活ホーム 障害者グループホーム等									
障害者小規模作業所運営補助事業	24	障害者の生活訓練や福祉的就労などの支援活動を行う小規模作業所の安定的運営を支援するため、経費の一部を助成します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	

事業名	No	事業内容	目標		各年度の実施状況					達成状況	備考	
			17年度末	22年度末	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	22年度(予定)			
(7)施設サービスの充実												
身体障害者更生援護施設の整備	以下のとおり	身体障害者に対して、治療・養護や自立に向けた訓練等を行う身体障害者更生援護施設の整備を促進します。	療護施設 4か所	6か所	障害者自立支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の3障害共通の事業体系に統合されたため、事業を統合のうえ、旧法施設を新体系に置き換え、整備数を再設定した。					/		
知的障害者援護施設の整備		知的障害者に対して、更生に必要な指導・援助や職業を確保し自活に必要な訓練を行う知的障害者援護施設の整備を促進します。	通所授産施設 2か所	4か所	障害者自立支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の3障害共通の事業体系に統合されたため、事業を統合のうえ、旧法施設を新体系に置き換え、整備数を再設定した。							
精神障害者社会復帰施設の整備		精神障害者に対して、社会復帰に向けた訓練や各種相談業務を行う社会福祉施設の整備を促進します。	福祉ホーム 1か所	2か所	障害者自立支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の3障害共通の事業体系に統合されたため、事業を統合のうえ、旧法施設を新体系に置き換え、整備数を再設定した。							
障害者施設の整備	25	障害者の自立と社会参加を目指し、介護や自立、就労のための訓練を行う障害福祉サービス事業所等の整備を促進し、地域における居住の場や日中活動の場の確保を進める。	療護施設 ⇒ 障害者支援施設 4か所	6か所	0か所 累計4か所	0か所 累計4か所	0か所 累計4か所	0か所 累計4か所	0か所 累計4か所	0か所 累計4か所	未達成	グループホームの整備促進により対応する方針へと変更になり、現数を維持
*事業統合・事業名変更		通所授産施設、通所更生施設、生活訓練施設 ⇒ 障害福祉サービス事業所 13か所	26か所	0か所 累計13か所	1か所 累計14か所	1か所 累計15か所	4か所 累計19か所	1か所 累計20か所	(概ね達成)			
		福祉ホーム 1か所	2か所	0か所 累計1か所	0か所 累計1か所	0か所 累計1か所	0か所 累計1か所	0か所 累計1か所	(未達成)			
		地域活動支援センターⅠ型 1か所	2か所	1か所 累計2か所	0か所 累計2か所	0か所 累計2か所	0か所 累計2か所	1か所 累計3か所	(達成)			
		地域活動支援センターⅡ型 1か所	4か所	0か所 累計0か所	0か所 累計0か所	2か所 累計2か所	0か所 累計2か所	0か所 累計2か所	(達成)			
		地域活動支援センターⅢ型 0か所	0か所	0か所 累計0か所	2か所 累計2か所	3か所 累計5か所	1か所 累計6か所	1か所 累計7か所	(達成)			
(8)経済的支援												
心身障害者(児)福祉手当支給事業	26	特別障害者手当に該当しない在宅の20歳以上の重度身体・知的障害者及び障害児福祉手当に該当しない20歳未満の重度身体・知的障害児(者)を扶養する保護者に手当を支給します。	-	-	実施	実施	実施	実施※	実施	達成	市福祉手当(児)(者)に名称変更※平成21年10月から対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の方を追加	
心身障害者扶養共済事業	27	身体または精神に障害のある児・者を扶養している満65歳未満の方が加入者となり、毎月一定の掛け金を払い込み、加入者が死亡または重度障害になったとき、障害児・者に終身一定の年金を給付します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成		
補装具・日常生活用具自己負担助成	28	補装具及び日常生活用具の給付に伴う自己負担額の一部を助成します。	-	-	障害者自立支援法の施行に伴い、補装具・日常生活用具自己負担助成制度は廃止した。					※	※平成18年10月廃止	
福祉タクシー事業	29	重度の心身障害者等がタクシーを利用する際に、その運賃の一部を助成します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成		
自動車燃料費助成事業	30	重度の心身障害者等が自動車を利用する際に、その燃料費の一部を助成します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成		
障害者通所交通費助成事業	31	障害者が通所施設、小規模作業所、デイケア等に通所する際、必要な交通費の一部を助成します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	通所施設通所交通費助成に名称変更	
心身障害者(児)医療費助成事業	32	重度の心身障害者(児)に対し保険診療の自己負担分を助成します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成		
(9)権利擁護の推進												
成年後見制度利用支援事業	33	判断能力が不十分のために契約締結などの法律行為が困難な方が成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見開始の審判請求費用や後見人などの報酬を助成します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	平成22年度から「ちばし権利擁護センター」が改組され、新たに「成年後見支援センター」が開設され実施	
障害者専門相談事業	34	障害者の権利擁護に係る相談等に応じるため、常設の相談窓口を設置し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行います。	-	-	実施	実施	県事業に移行		※	※平成20年度から県事業に移行		
ちばし権利擁護センターの拡充	35	市社会福祉協議会の「ちばし権利擁護センター」では、判断能力が不十分のために適切なサービスの利用が困難な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を拡充します。また、市社会福祉協議会で法人後見を行います。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	平成22年度から「ちばし権利擁護センター」が改組され、新たに「成年後見支援センター」が開設され実施	

事業名	No	事業内容	目標		各年度の実施状況					達成状況	備考
			17年度末	22年度末	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	22年度(予定)		
(10)文化・スポーツ活動の推進											
全国障害者スポーツ大会の開催	36	平成22年度に千葉県で開催予定の全国障害者スポーツ大会の開催に向け、その円滑な運営を図ります。	-	開催	準備	準備	準備	準備	実施	達成	
障害者スポーツ指導者の養成	37	障害者の機能回復、体力維持を図るため、障害者スポーツに関する知識、技術を有する障害者スポーツ指導員を養成します。初級者80人、中級者20人	-	初級者80人 中級者20人	県事業に移行					※	※平成18年度に県事業に移行
スポーツ大会等の開催	38	障害者の体力維持や地域住民との交流を図るため、身体障害者スポーツ大会や知的障害者のゆうあいピック、精神障害者のソフトバレーボール大会などを開催します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
身体障害者福祉センター事業(再掲)	再掲 (No.88)	「療育センターふれあいの家」や「障害者福祉センター」で、身体障害者に関する各種の相談に応じるとともに、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進、スポーツ・レクリエーションのための場を提供します。	-	-							
(11)多様なボランティア活動の推進											
ボランティアセンターの拡充	39	各区に整備を進める保健福祉センターにボランティアセンターを設置し、ボランティア団体などの活動及び情報提供の場の確保に努めるとともに、ボランティア活動に関する情報を一元的に提供します。	-	実施	設置(若葉区)	設置(緑区、美浜区、中央区)	-	-	設置(花見川区、稲毛区)	達成	
ボランティアズカフェの整備	40	身近に気軽に立ち寄ることのできるボランティア情報の提供等を行う場として、ボランティアズカフェを整備します。	-	実施	-	実施	実施	実施	実施	達成	
ボランティア養成等事業	41	障害者に対する基本的知識と理解を深めるとともに、手話等の技術を習得することを目的としたボランティア養成講習会を開催します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	療育センターにて実施
ボランティア育成・活動支援の推進	42	市ボランティアセンターでは、幅広い市民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、情報の提供、講座を開催するとともに、すでに実践している住民を対象に、資質の向上、リーダーの育成事業を行っています。さらにボランティア活動が高まるよう、相談、支援業務の充実を図って行きます。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
2 雇用・就労											
(1)雇用促進と就労支援											
障害者就労支援の拡充	43	障害者の技能習得のため、パソコン講座を開催し就労を支援します。	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
職場体験支援の拡充	44	地域で適性と能力にあった就労の場を確保するため、企業の協力を得て職場体験を実施し、就労の支援を行います。	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
障害者就業支援キャリアセンターの運営	45	千葉障害者就業支援キャリアセンターを県とともに運営し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内ジョブコーチの育成等を行います。その他、求人開拓、広報啓発や企業、養護学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
障害者雇用促進就職面接会	46	就職の困難な障害者の雇用促進を図るため、千葉職業安定所等と共催して求人者・求職者を対象とした合同面接会を行い、雇用機会の確保に努めます。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
職親委託事業	47	知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者を職親として登録し、知的障害者を一定期間職親に預け、就職に必要な生活指導及び技能習得訓練等を行います。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
(2)福祉的就労の支援											
障害者就労事業振興センターの運営	48	千葉県障害者就労事業振興センターを県や船橋市とともに運営し、授産製品の販路拡大や企業からの共同受注等を行うほか、新しい商品開発や各作業所等への経営指導、作業所等職員の資質の向上のための研修などを行います。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	平成18年度から運営参画
通所授産施設の整備(再掲)	以下のとおり	雇用が困難な障害者に通所により必要な訓練を行い、地域で自立できるように支援する授産施設の整備を促進します。			障害者自立支援法の施行に伴い、身体・知的・精神の3障害共通の事業体系に統合されたため、事業を統合のうえ、旧法施設を新体系に置き換え、整備数を再設定した。						
障害者施設の整備		障害者の自立と社会参加を目指し、介護や自立、就労のための訓練を行う障害福祉サービス事業所等の整備を促進し、地域における居住の場や日中活動の場の確保を進める。									
*事業統合	再掲 (No.25)	療護施設 ⇒ 障害者支援施設 通所授産施設、通所更生施設、生活訓練施設 ⇒ 障害福祉サービス事業所 福祉ホーム 地域活動支援センターⅠ型 地域活動支援センターⅡ型 地域活動支援センターⅢ型	4か所 13か所 1か所 1か所	6か所 26か所 2か所 4か所							
福祉施設製品等販売支援事業	49	授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など、工賃を増額するための支援を行います。	-	-	他施策にて実施	他施策にて実施	他施策にて実施	他施策にて実施	他施策にて実施	達成	県障害者就労事業振興センターへの運営参画を通じて事業目的を達成した。
障害者小規模作業所運営補助事業(再掲)	再掲 (No.24)	障害者の生活訓練や福祉的就労などの支援活動を行う小規模作業所の安定的な運営を支援するため、経費の一部を助成します。	-	-							

事業名	No	事業内容	目標		各年度の実施状況					達成状況	備考
			17年度末	22年度末	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	22年度(予定)		
3 生活環境											
(1)住環境の整備											
障害者グループホーム等の整備(再掲) *事業統合	再掲 (No.23)	知的障害や精神障害のある方が、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホーム等の整備を促進します。 知的障害者グループホーム・生活ホーム 精神障害者グループホーム・生活ホーム } 障害者グループホーム等	36か所	80か所							
精神障害者グループホーム・生活ホームの整備(再掲)	再掲 (No.23)	精神障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。	4か所	28か所							
グループホーム等家賃助成事業	50	グループホームや生活ホームに入居する知的障害者や精神障害者の経済的基盤の安定と居住の定着化を図るため、家賃の一部を助成します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
市営住宅の建替	51	老朽化による市営住宅の建て替えに併せ、身体障害者用住宅を整備します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
障害者住宅改造費助成事業	52	重度の心身障害者世帯のバリアフリー化を促進するため、住宅の改造費の一部を助成します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
住宅建築資金利子補給の推進(分譲マンション共用部分改良工事)	53	バリアフリー化されていない分譲マンションの共用部分の改良工事について住宅金融公庫から融資を受けた管理組合に対して利子補給を行います。	2件	7件	0件	0件	0件	0件	1件	未達成	
(2)公共施設等の整備											
学校エレベーターの設置	54	既存校の中で車椅子を利用している児童生徒が通学、または通学を予定している学校について、必要に応じてエレベーターを設置します。	4校	18校	6校 累計10校	2校 累計12校	2校 累計14校	1校 累計15校	4校 累計19校	達成	
公民館の改修	55	人に優しく、使いやすい公民館を目指し、エレベーター設置等を進めます。 エレベーター設置3館	-	3館設置	1館 累計1館	1館 累計2館	0館 累計2館	1館 累計3館	0館 累計3館	達成	
公園施設の改修	56	泉自然公園や動物公園の園路バリアフリー化を進めます。	-	実施	ベンチの設置(1基) 野外卓の設置(3基) 園路及び広場の舗装	手すりの設置(120m) ベンチの設置(5基) 野外卓の設置(2基) 園路の舗装	手すりの設置(93m) 総合案内板の改修(1基) 水飲み場の改修(1か所)	手すりの設置(142m) ベンチの設置(6基) 水飲み場の改修(1か所)	手すりの設置(95m)	達成	(達成)
		動物公園	-	実施	手すりの設置(6か所) スロープ中の休憩施設の設置(2か所) 他	手すりの設置(5か所) スロープの設置(2か所) 他	手すりの設置(121m) 身障者トイレの新築(1棟) 既存のトイレへの手すりの設置(男子小16か所・大16か所、女子25か所)	-	-	(達成)	平成20年度に目標達成
保育環境改善事業	57	既存の保育所で障害児を受け入れるためにスロープの取り付けや保育室の段差解消など、必要な施設の修繕を計画的に行います。	-	-	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	達成	
(3)安全な交通の確保											
歩道の改良	58	だれもが安全・安心に通行できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。	13,030か所	14,763か所	220か所 累計13,250か所	164か所 累計13,414か所	208か所 累計13,622か所	236か所 累計13,853か所	125か所 累計13,978か所	概ね達成	第2次5か年計画見直し等により目標値を「14,881か所」に変更
		視覚障害者誘導用ブロック	50km	62.4km	3.2km 累計53.2km	3.3km 累計56.5km	3.2km 累計59.7km	1.4km 累計61.1km	1.6km 累計62.7km	(概ね達成)	第2次5か年計画見直し等により目標値を「66.1km」に変更
駅前広場等の機能充実	59	公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、主要駅の駅前広場にシェルターの設置を推進します。 駅前シェルターの整備8か所	-	8か所設置	-	2か所 (JR土気駅、千葉都市モノレール千城台駅)	1か所 (JR鎌取駅)	-	-	達成※	※第2次5か年計画見直し等により目標値を「3か所」に変更

事業名	No	事業内容	目標		各年度の実施状況					達成状況	備考	
			17年度末	22年度末	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	22年度(予定)			
放置自転車対策の推進	以下のとおり	交通環境の改善を図るため、新たに路上自転車駐車場の整備を推進するほか、利用者のマナー啓発、放置自転車の撤去など放置自転車対策を進めます。										
		自転車等駐車対策総合計画の策定	—	策定	調査	策定						
		路上自転車駐車場の整備5か所	—	5か所整備	3か所 累計3か所	3か所 累計6か所						
		既設自転車駐車場の立体化2か所	—	2か所整備	—	—						
		サイクルゲートの整備5か所	—	5か所整備	—	2か所 累計2か所						
		平面自転車駐車場の整備1か所	—	1か所整備	1か所 累計1か所	—						
放置自転車対策の推進	60	自転車駐車場の確保、放置自転車の撤去、利用マナーの向上を推進するため、各種施策等に取り組みます。										
		路上自転車駐車場の整備7か所	—	7か所整備	3か所 累計3か所	3か所 累計6か所	1か所 累計7か所	2か所 累計9か所	5か所 累計14か所	(達成)		
		機械式自転車駐車場の整備2か所	—	2か所整備	—	—	1か所 累計1か所	—	—	(未達成)		
		立体自転車駐車場の整備2か所	—	2か所整備	—	—	—	—	1か所 累計1か所	(未達成)		
		サイクルゲートの整備2か所	—	2か所整備	—	2か所 累計2か所	—	—	—	(達成)		
		平面自転車駐車場の整備7か所	—	7か所整備	1か所 累計1か所	3か所 累計4か所	3か所 累計7か所	1か所 累計8か所	2か所 累計10か所	(達成)		
エレベーター等の整備	61	高齢者や障害者等の公共交通機関の安全・円滑な利用を図るため、JRや千葉都市モノレールなどの駅及び自由通路にエレベーター等を整備します。 22 駅	—	22か所整備	3か所 (JR幕張本郷駅、JR西千葉駅、京成千葉駅) 累計3か所	5か所 (JR本千葉駅、JR検見川浜駅、JR千葉みなと駅、モノレール動物公園駅、モノレール天台駅) 累計8か所	4か所 (JR新検見川駅、JR東千葉駅、京成幕張駅、モノレールスポーツセンター駅) 累計12か所	5か所 (モノレール千葉みなと駅、モノレール桜木駅、モノレールみつわ台駅、モノレール穴川駅、モノレール作草部駅) 累計17か所	6か所 (JR幕張駅、京成稲毛駅、モノレール千城台駅、モノレール千城台北駅、モノレール小倉台駅、モノレール千葉公園駅) 累計23か所	達成		
バス停の機能充実	62	公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、病院等の周辺バス停に上屋等の設置を推進します。										
		バス停上屋61か所	—	61か所設置	8か所 累計8か所	5か所 累計13か所	4か所 累計17か所	—	—	(未達成)	第2次5か年計画見直し等により目標値を「30か所」に変更	
		ベンチ 7か所	—	7か所設置	—	—	—	—	—	※	※ベンチ整備はバス停上屋と合わせて整備	
		バスパース10か所	—	10か所設置	0か所 累計0か所	0か所 累計0か所	3か所 累計3か所	—	(達成)	第2次5か年計画見直し等により目標値を「3か所」に変更		
バス活性化システムの整備	63	公共交通機関の利便性・安全性を図るため、ノンステップバス等の導入を促進します。										
		ノンステップバスの導入	20 台	50 台	11台 累計31台	10台 累計41台	8台 累計49台	6台 累計55台	0台 累計55台	(達成)	平成21年度に目標達成	
		ICカード乗車券導入	—	300 台	68台	153台 累計221台	164台 累計385台	0台 累計385台	0台 累計385台	(達成)	平成20年度に目標達成	

(4)防犯・防災体制の整備

災害情報ネットワークの整備	64	インターネットなど新たな媒体を利用して、災害情報を収集・伝達するネットワークの構築や、地震ハザードマップを作成します。	—	実施	—	メール配信システム構築、実施	メール配信システム実施 地震ハザードマップ作成	メール配信システム実施	メール配信システム実施	達成	
市民防犯活動の支援	65	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯の設置助成等を進め、市民の自主的な防犯活動を支援します。									
		防犯パトロール隊の結成	320 団体	1,130団体	443団体	560団体	670団体	692団体	757団体	(概ね達成)	第2次5か年計画見直し等により目標値を「966団体」に変更
		防犯街灯の設置	47,000 基	50,150 基	47,469基	47,909基	48,238基	49,337基	49,748基	(概ね達成)	第2次5か年計画見直し等により目標値を「50,162基」に変更
地域防犯ネットワークの推進	66	市民、事業者及び警察と連携し、地域防犯を進めるネットワークを構築します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
住宅用防災機器の設置普及	67	住宅火災による死者の低減など、火災予防体制の充実を図るため、住宅用火災警報器などの住宅用防災機器の設置を促進します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
自主防災組織の育成	68	地域の住民が平常時からお互いに協力し合い「自分たちの町は自分たちで守る。」ということを目的に結成される自主防災組織の育成・支援を行います。	788 組織	963 組織	825組織	846組織	860組織	889組織	924組織	概ね達成	第2次5か年計画見直し等により目標値を「973組織」に変更
消防指令体制の充実	69	災害時の情報・伝達方法として、携帯電話メールからの緊急通報受付システムを導入し、希望登録制により、聴覚障害者からのメールによる緊急通報受付を行います。	—	実施	—	実施	実施	実施	実施	達成	
住宅防火訪問指導	70	障害者等の災害時要援護者世帯へ訪問し住宅の構造、家族構成、火気使用設備の使用実態、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置状況等を把握し、防火指導を行います。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	

事業名	No	事業内容	目標		各年度の実施状況					達成状況	備考
			17年度末	22年度末	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	22年度(予定)		
4 保健・医療											
(1)障害の予防と早期発見・早期対応											
健康診査・検診体制の充実	71	疾病の早期発見を図るため、基本健康診査や骨粗しょう症検診の受診率の向上に努めます。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
育児支援家庭訪問の充実	72	育児不安や育児ストレスの解消を図るため、育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い障害の早期発見や療育相談に応じます。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
健康教育、健康相談事業	73	基本健康診査の要指導者等に健康教育を行い、健康管理上健康相談が必要な方には健康相談を行います。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
乳幼児等健康診査事業	74	生後4か月・1歳6か月・3歳児健康診査、先天性代謝異常検査等を実施し、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・治療に努めるとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。今後は、受診率の向上を目指します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
高齢者予防接種事業	75	65歳以上の高齢者に加えて、60歳から65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者に対してインフルエンザ予防接種を行います。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
(2)障害者保健・医療体制の充実											
ねたきり高齢者・心身障害者(児)に対する歯科診療	76	千葉県休日救急診療所でねたきり高齢者と心身障害者(児)の歯科診療を行います。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	心身障害者(児)については、市保健医療事業団にて実施
訪問歯科診療の実施	77	40歳以上の在宅のねたきり者に対して歯科診療サービスを提供し、心身の健康の保持増進を図ります。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
精神科救急システム事業	78	休日・夜間における精神症状の急変などに対応するため、24時間の緊急医療相談に応じるとともに速やかに医療が受けられる精神科救急システムの充実に努めます。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
5 教育・育成											
(1)就学前療育の充実											
療育センターの再整備	79	障害児が身近な地域で指導・訓練等の専門的療育が受けられるよう、療育センターに知的障害児通園施設を整備します。また、知的障害児通園施設の対象年齢を3歳児以上から2歳児以上に拡大し、知的障害の早期療育を図ります。	—	完了	療育センター空調設備配管改修工事	療育センター空調設備配管改修工事完了	—	—	—	概ね達成 (達成)	
		施設の機能更新	—	開設	—	—	—	—	—	(未達成)	
		知的障害児通園部門新設	—	開設	—	—	—	—	—	(未達成)	
発達障害者支援センターの設置(再掲)	再掲(No.1)	自閉症等の発達障害者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行っていくため、支援の中核を担う発達障害者支援センターを設置します。	—	1か所							
障害児保育の拡充	80	心身に障害のある児童を障害のない児童とともに保育する保育所を拡充し、障害のない児童との集団保育を行うことにより心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養成し、相互の理解を広めます。	50か所	95か所	90か所	92か所	93か所	99か所	105か所	達成	全保育所(園)で実施
育児支援家庭訪問の充実(再掲)	再掲(No.72)	育児不安や育児ストレスの解消を図るため、育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い障害の早期発見や療育相談に応じます。	実施	実施							
トライプラーの運営	81	心身障害児がおもちゃを通じて遊ぶことにより、機能回復及び能力発達を促進するため、療育センターでおもちゃの貸出や遊び方に関する相談等を行います。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	千葉県手をつなぐ育成会にて実施

事業名	No	事業内容	目標		各年度の実施状況					達成状況	備考	
			17年度末	22年度末	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	22年度(予定)			
(2)学校教育の充実												
市立特別支援学校の再編検討 ※名称変更	82	軽度の障害のある生徒の後期中等教育の場を確保し、個々のニーズに応じた教育を行うため、高等特別支援学校設置に向けた調査・研究を行うとともに、老朽化が著しい市立第二養護学校の移転を含め特別支援学校の再編について調査・研究を行います。 再編に向けた基本構想・基本計画の策定	—	策定	—	—	調査・研究	調査・研究	方針決定	概ね達成		
特別支援学級等施設の整備充実 ※名称変更	83	特別支援学級に在籍する児童生徒の多様な障害に対応した教育を充実させるため、教室を改修するとともに、備品の整備を図ります。	改修	22校	36校	1校 累計23校	2校 累計25校	1校 累計26校	0校 累計26校	0校 累計26校	概ね達成	第2次5か年計画見直し等により目標値を「32校」に変更
			備品	49校	66校	4校 累計53校	9校 累計62校	8校 累計70校	12校 累計82校	8校 累計90校	(達成)	第2次5か年計画見直し等により目標値を「89校」に変更
学校エレベーターの設置(再掲)	再掲 (No.54)	既存校の中で車椅子を利用している児童生徒が通学、または通学を予定している学校について、必要に応じてエレベーターを設置します。	4校	18校								
障害のある子どもの学校生活サポート事業	84	通常の学級に在籍する肢体不自由児等に、快適な学校生活を送る上で必要な支援を行うボランティアを派遣します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成		
障害のある児童生徒やその保護者を対象とした健康教育講座の開催	85	養護学校や小中学校特殊学級の保護者や児童生徒を対象として、健康教育の講座を開催します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	口腔衛生事業として実施	
養護教育センター教育相談事業(再掲)	再掲 (No.6)	自閉症等の発達障害を含めた障害のある児童生徒等に対して、一人一人の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。	—	—								
(3)放課後対策等の充実												
障害児タイムケアの実施	以下のとおり	障害のある中高生が、養護学校等の下校後や夏休み等の長期休暇中の活動する場を確保するとともに、保護者や家族の就労支援と一時的な休息の時間を確保するため、障害児タイムケア事業を行います。	—	2か所	障害者自立支援法の施行により、地域生活支援事業の日中一時支援の放課後対策型となり、以下の事業名及び事業内容に変更した。							
日中一時支援(放課後対策型)の実施 *事業変更	86	特別支援学校または特別支援学校に通学する障害者等に対し、主として放課後において、肢体不自由児施設で継続的に預かり、社会に適応するための訓練及び見守り等の支援します。	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成		
子どもルームの拡充	87	就労等により昼間、家庭に保護者のいない児童を対象に遊び場や生活の場を提供し、健全育成を図るため、子どもルームを整備します。	—	全小学校区に設置	4か所新設 1か所増設 累計108か所 (101小学校区)	3か所新設 1か所増設 累計112か所 (104小学校区)	1か所新設 1か所増設 累計114ルーム (105小学校区)	2か所新設 1か所増設 累計117ルーム (107小学校区)	1か所増設 累計117ルーム (107小学校区)	達成	第2次5か年計画見直し等により目標値を「115ルーム」に変更	
(4)生涯学習機会の充実												
身体障害者福祉センター事業	88	「療育センターふれあいの家」や「障害者福祉センター」で、身体障害者に関する各種の相談に応じるとともに、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進、スポーツ・レクリエーションのための場を提供します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成		
ボランティア養成等事業(再掲)	再掲 (No.41)	障害者に対する基本的知識と理解を深めるとともに、手話等の技術を習得することを目的としたボランティア養成講習会を開催します。	—	—								
みなと青年教室	89	中学校特殊学級・養護学校の卒業生を対象に、市内小学校等の特殊学級担当教諭の指導のもとに、社会人として必要な基礎的な知識・技能を身につけてもらうため、集いの場を提供します。	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成		
公民館の改修(再掲)	再掲 (No.55)	人に優しく、使いやすい公民館を目指し、エレベーター設置等を進めます。 エレベーター設置3館	—	完了								

事業名	No	事業内容	目標		各年度の実施状況					達成状況	備考
			17年度末	22年度末	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	22年度(予定)		
6 啓発・広報											
(1)啓発・広報活動の推進											
障害者福祉大会開催事業	90	障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別をこえた交流を図るため、障害者福祉大会を開催します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
障害者週間事業	91	障害のある人とない人との交流を促進し相互の理解を深め、人と人とのふれあいの輪を広げるため、障害者作品展と福祉バザー等を開催します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
明るいくらし促進事業	92	精神障害者の社会復帰と自立促進、地域住民との交流及びボランティア団体の育成などを図るため、精神保健福祉教室等を開催します。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
スポーツ大会等の開催(再掲)	再掲 (No.38)	障害者の体力維持や地域住民との交流を図るため、身体障害者スポーツ大会や知的障害者のゆうあいピック、精神障害者のソフトバレーボール大会などを開催します。	-	-							
(2)交流活動の推進											
障害者福祉大会開催事業(再掲)	再掲 (No.90)	障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別をこえた交流を図るため、障害者福祉大会を開催します。	-	-							
障害者週間事業(再掲)	再掲 (No.91)	障害のある人とない人との交流を促進し相互の理解を深め、人と人とのふれあいの輪を広げるため、障害者作品展と福祉バザー等を開催します。	-	-							
心のふれあいフェスティバルの開催	93	障害者同士や障害のない人との交流を図るため、心のふれあいフェスティバルを開催し、精神障害者の文化活動の発表、バザー、こころの健康相談などを行います。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
明るいくらし促進事業(再掲)	再掲 (No.92)	精神障害者の社会復帰と自立促進、地域住民との交流及びボランティア団体の育成などを図るため、精神保健福祉教室等を開催します。	-	-							
(3)福祉教育の推進											
ボランティア活動推進協力校の指定	94	市社会福祉協議会が、市内の小・中・高等学校の中からボランティア活動推進協力校を指定して学校教育の中でのボランティア活動・福祉教育を促進します。	-	-	協力校17校 準協力校10校	協力校17校 準協力校10校	協力校17校 準協力校10校	協力校17校 準協力校10校	協力校17校 準協力校10校	達成	
社会福祉協議会「ふれあいトーク」の開催	95	市社会福祉協議会で障害者みずから子どもたちに話しかける場を設け、障害や障害者等の理解を広めます。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	千葉市社会福祉協議会区事務所にて実施
障害児保育の拡充(再掲)	再掲 (No.80)	心身に障害のある児童を障害のない児童とともに保育する保育所を拡充し、障害のない児童との集団保育を行うことにより心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養成し、相互の理解を広めます。	50か所	実施							
(4)企業等に対する障害者理解の促進											
障害者就業支援キャリアセンターの運営(再掲)	再掲 (No.45)	千葉障害者就業支援キャリアセンターを県とともに運営し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内ジョブコーチの育成等を行います。その他、求人開拓、広報啓発や企業、養護学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。	-	-							
社会福祉研修センター	96	社会福祉事業従事者や市民を対象に研修を行い、障害者等への理解を広めます。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	
民生委員・児童委員研修	97	民生委員・児童委員の各種研修会で障害の特性などについての知識を深めます。	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	達成	千葉市社会福祉協議会にて地域部会への研修を実施